

昭和 54 年 10 月 1 日

第 3 種郵便物認可

名古屋手をつなぐ

No.531 (8 月号)

毎月 1 回 10 日発行

令和 2 年 8 月 10 日

頒価 一部 100 円

名古屋



〒456-0031

名古屋市熱田区神宮四丁目 4 番 5 号

☎ 052(671)6211 (代)

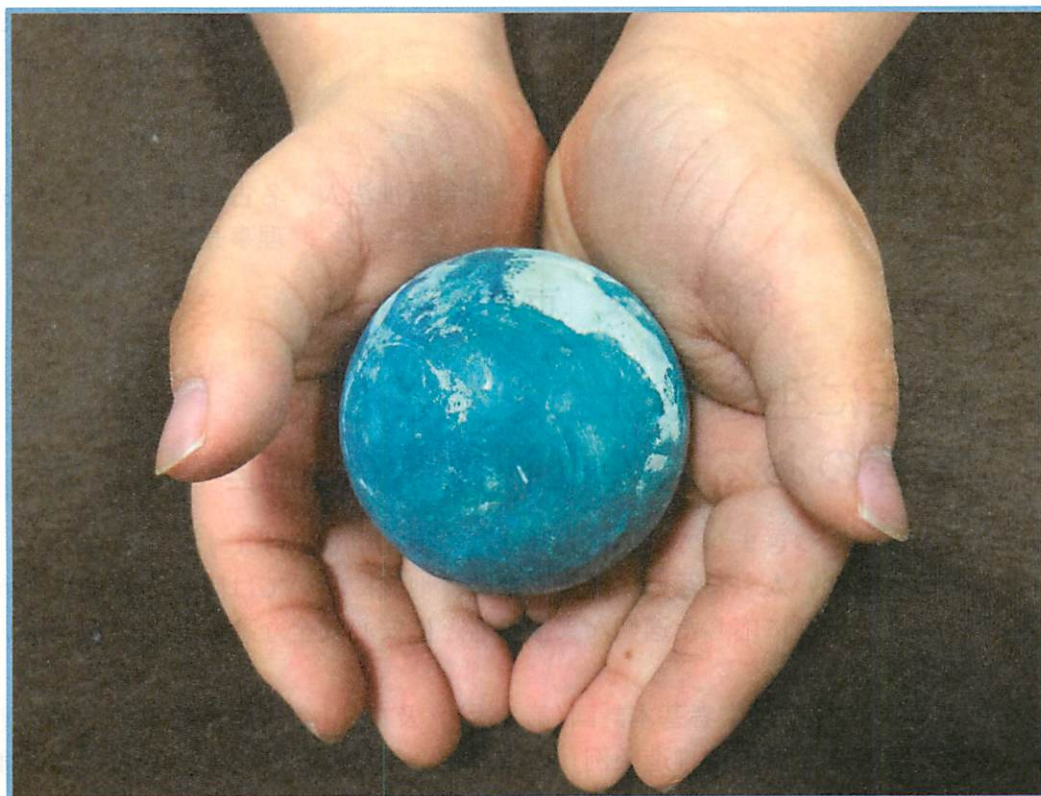
FAX 052(671)6214

社会福祉法人

名古屋手をつなぐ育成会 印刷・発行

発行責任者 理事長 山岸 梅治

ホームページ URL <https://nagoyaikuseikai.or.jp/>



「大切な地球」

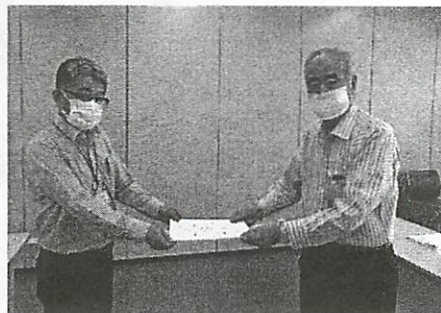
共に生きる社会をめざして 令和2年度 名古屋市長要望を実施しました

令和2年8月4日(火)、名古屋市西庁舎12階会議室において令和2年度の市長要望を行いました。名古屋市健康福祉局障害福祉部長 戸松正隆様へ当会法人 山寄梅治理事長より要望書が渡されました。新型コロナウイルス感染の第2波による拡大があり、名古屋市健康福祉局におかれましては大変ご多用の中でしたが、日程を頂き実施できましたこと感謝申し上げます。

今年度の要望は、第67回名古屋手をつなぐ育成会大会決議文を軸に置きながら、支部活動対策部会においてはアンケートを取り、各支部からの会員ニーズを集約し要望に反映させています。新たに新型コロナウイルス感染症の罹患時や、新しい生活様式下での障害者支援体制の確立を強く要望いたしました。要望が早期に実現されることを願っています。尚、回答書は後日頂くことになっております。

当日はご多用の中、障害福祉部長戸松正隆様、障害企画課長大脇千鶴様、企画係長佐藤真由美様のご同席を頂き誠にありがとうございました。

当会法人からは、山寄梅治理事長、永田さよ子副理事長、古川裕章常務理事が同席いたしました事、ご報告いたします。以下、名古屋市長要望書を掲載させていただきます。



令2名育発第29号

令和2年8月4日

名古屋市長

河村 た か し 様

社会福祉法人 名古屋手をつなぐ育成会
理事長 山 寄 梅 治

令和2年度 市長要望

共に生きる社会をめざして 障害のある人の権利擁護の推進

日頃より知的障害者の福祉につきましてはご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

私たちは、障害のある人もない人もお互いに尊重し合い、地域においては障害の程度にかかわらず、それぞれのライフステージに応じた適切な支援のもとに安心安全な暮らしの実現を願い育成会活動を進めています。

名古屋市においては、「名古屋市障害者基本計画(第4次)」及び、「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」の施行後2年目になります。さらなる基本計画推進と障害者理解の啓発推進がなされることを望んでいます。

社会の高齢化は等しく知的障害者の高齢化でもあり課題も表面化してきました。

今年は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、障害のある人も様々に自粛生活を余儀なくされ、特に罹患した場合の対応・医療提供体制への不安は本人、家族とも大です。

知的障害のある人の尊厳が護られ、地域の中で自立支援サービスを受けながらその人らしく暮らす、「インクルーシブな社会」の実現を願い下記の事項を要望いたします。

尚、書面でもご回答をお願いいたします。

I 権利擁護の推進、「共生社会」実現への体制整備推進

1 国への要望(名古屋市より、国へお伝えいただきたいこと)

- (1) 療育手帳(愛護手帳)は、障害者基本法または、知的障害者福祉法に位置づけられた全国共通となることを望みます。
- (2) 障害基礎年金の対象を、所得が市民税非課税の軽度知的障害者まで拡大を図ることを望みます。
- (3) 障害者虐待防止法の附則第2条において、施行後3年を目途として、必要な措置を講ずるとされている障害者虐待防止法の改正を進めることを望みます。特に学校・保育所・病院を虐待の定義に入れ、「通報義務」を課すよう法改正を望みます。

2 名古屋市への要望

- (1) 「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」の理解推進に取り組んでください。市民・行政職員の知的障害者理解の啓発推進をさらにお願いします。
 - ① 名古屋市差別解消推進条例の理解推進にあたり、全ての市民に対して啓発・周知を図り、特に学齢期の子どもたちに対し、学校教育で取り上げて推進することを提案します。
 - ② 社会のあらゆる場面において障害特性に対応した情報の提供ときめ細かい配慮をしてください。公的文書・掲示・案内等、特に、生活に必要な文書がまだ「わかりやすい化」されていません。民間への啓発もお願いします。尚、行政窓口での対応が人によって変わることはないよう対応要領に基づき障害のある人にもわかりやすい対応をお願いします。
 - ③ 名古屋城木造復元天守閣は、上りたい人誰もが上れる天守閣になることを望みます。
- (2) 成年後見制度の利用においては利用者本人がメリットを実感できる制度の運用・改善を図ることを望みます。
 - ① 成年後見制度の利用の促進に関する法律のもと、身上保護を重視した支援の仕組みづくりを重要な課題と位置付け、適切に身上保護を行うための後見人等候補者の推薦に関する仕組みづくりや、後見人が支援者の輪に加わるなどチームとして連携した支援ができるような方策を具体的に進めてください。
 - ② 障害者の成年後見人となる場合、福祉との連携を密に図るよう啓発してください。

II 障害児の療育・保育と教育の推進充実

下記の要望につきましては、「名古屋市今後の早期子ども発達支援体制に関する方針」に盛り込まれている内容もありますが、なるべく迅速に対応されることを望みます。

1 早期のうちに障害に気づき、療育など適切な支援につながる体制を整備推進してください。

- (1) 新型コロナの影響もありますが、各療育センターの初診待機期間が少しずつ改善されているようです。今後とも、待機のない体制づくりをお願いします。
 - ① 令和元年7月より東部地域療育センターにおいて「初診前サポートモデル事業」が実施されていますが、いつから他の療育センターにも拡充されますか。

- ② 名古屋市の障害児の子育て情報(パンフレット・ウェブ情報)を、きめ細やかに、わかりやすく提示してください。また、情報を手に入りやすくしてください。特に、「名古屋市子ども・子育て支援センターキッズステーション」のウェブページから、「すてっぷサポート」へリンクできることを提案します。
- ③ 愛護手帳の再判定や再診等の待機期間が長期化しています。改善をお願いします。
- (2) 身近な地域で待機のない療育支援・個別相談支援を受けられるようにしてください。
- ① 新たな地域療育センターの枠組みにより相談支援体制の充実が図られていますが、地域療育センターや障害児相談支援事業所などの子ども発達支援施策だけでなく、子ども・子育て支援の一般施策も含めて必要な相談支援体制の充実をお願いします。
- ② 「名古屋市今後の早期子ども発達支援体制に関する方針」にも盛り込まれている通り、子どもの発達に不安を感じる保護者の相談・支援は重要です。保護者が気軽に相談できるような場の情報の提供をお願いします。
- 2 インクルーシブな育ちと学びの場を整備してください。
- (1) 名古屋市教育振興基本計画には「学校生活介助アシスタントの配置について、障害のある幼児児童生徒の学校生活を支援するため、学校生活における移動や排せつ、着替え等の介助を行う生活介助アシスタントを配置します。」とあります。支援が必要な特別支援学級の知的障害児にも配置を望みます。
- (2) 障害者の理解啓発には、幼少期からの教育が重要です。子どもたちに対し、障害者理解を学校教育で取り上げて推進してください。
- ① 学習指導要領にもある通り、「オリンピック・パラリンピックの開催を手掛かりにした障害者理解・心のバリアフリーのための交流」について、知的障害児・者の理解啓発も含めてさらに取り組むことを望みます。
- ② 通常学級と特別支援学級の交流及び共同学習をさらに推進してください。
- (3) すべての教職員に知的障害児・者理解をさらに深めてください。
- ① 国連障害者権利条約、障害者差別解消法等による職員対応要領を踏まえた、障害者理解のさらなる研修の機会をお願いします。
- ② 障害者虐待防止法の対象から、学校、保育所、病院が除外されています。障害者虐待防止への理解を推進してください。
- ③ 医療的ケアの必要な子ども、強度行動障害のある子どもなど、様々な特性を持つ子どもたちがいて、個別対応が必要です。重度・重複化、多様化に対応した教育の充実をお願いします。
- 3 改正学校教育法施行規則に基づき、乳幼児期から学校卒業後までの切れ目のない支援体制の整備充実をお願いします。
- (1) 教育・福祉等の関係機関が連携した支援体制を整備してください。厚生労働省の「放課後等デイサービスガイドライン」(放課後等デイサービスは、子どもに必要な支援を行う上で、学校との役割分担を明確にし、学校で作成される個別の教育支援計画等と放課後等デイサービス計画を連携させる等により、学校と連携を積極的に図ることが求められる。)や「保育所等訪問事業」などを周知し、連携の推進をお願いします。

- (2) 「個別の教育支援計画」が100%作成されているということですが、計画の作成にあたっては、本人・保護者の意思や希望が反映されているでしょうか。加えて、家庭状況を含めたアセスメントを行い、必要な場合は、地域の機関・福祉事業所との連携をお願いします。作成の際は保護者に計画の目的について十分な説明が必要です。

Ⅲ すべてのライフステージを通じて地域での安心安全な普通の暮らし実現のために、当事者主体の総合的な支援整備の推進

- 1 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、新しい生活様式下での障害者支援体制の確立をお願いします。
 - (1) コロナ禍において、地域における障害児・者と家族の孤立を防ぐための対策を講じてください。特に一人暮らしの障害者、老障介護の障害者家族など見守りが必要な障害者家族の状況を把握し、支援につなげる体制をご検討ください。
 - (2) 知的障害児・者にもわかりやすく、新型コロナに関する情報を迅速な提供を望みます。
 - ① 新しい生活様式のポイントをわかりやすく広報してください。
 - ② 罹患が疑われる場合の対処の仕方など、わかりやすく提示してください。
 - (3) 障害児・者に対する新型コロナ対応の医療提供体制の構築と、基本的な対応方策の確立を望みます。
 - (4) 新型コロナ流行による学校休業時の支援体制のご検討をお願いします。
 - ① 自主通学の受入れの際の、障害のある子どもの支援体制の整備をお願いします。
 - ② 放課後デイサービスとの連携などで、学校休業中における障害児の支援をご検討ください。
 - (5) コロナ禍の影響で、経営が困難になっている福祉事業所に救済措置をお願いします。
- 2 安心して地域で暮らせるように身近な地域での生活支援施策の整備・充実を図ってください。
 - (1) 地域生活支援拠点事業は利用者目線での整備をお願いします。
 - ① 名古屋市は地域生活支援拠点について、令和5年度16ヶ所設置の予定ですが、障害者が住み慣れた地域で安心した地域生活が送れるよう、また利用しやすいよう、1区に1ヶ所の整備をお願いします。公立での整備もご検討ください。
 - ② 地域生活支援拠点の受託事業者には、自立支援連絡協議会等を通じて、地域への詳細な事業周知を義務付けてください。名古屋市においても、ウェルネットなごやへの掲載のみならず、パンフレットなどでの事業周知を提案します。また、知的障害のある本人向けのわかりやすい説明資料の作成をお願いします。
 - (2) 地域で安心して暮らし続けるために、居住支援の充実をお願いします。
 - ① 共同生活援助(GH)については、家賃について1万円の補足給付がありますが、名古屋市内のGHの家賃は、5万円以上のケースもあり、名古屋市単独の加算をご検討ください。
 - ② 市民税非課税世帯の障害のある単身者に、グループホーム家賃補足給付並みの1万円の家賃補助をご検討ください。

(3) 重度障害のある人・強度行動障害のある人の支援を手厚くしてください。

- ① 支援する人材を確保し、家族の悩みに対応できる相談支援の強化を図ってください。
- ② 公共交通機関を利用しにくい重度障害のある人にとって、通所している事業所が送迎することが有用です。しかしながら、現在の送迎加算では十分とは言えません。市単独の送迎制度の設置をご検討ください。

(4) 高齢になった親と暮らす障害のある人や高齢障害者への支援体制を確立してください。

- ① 高齢になった親と暮らす障害のある人や高齢障害者の状況を市として把握し、障害分野と高齢分野の連携により、支援体制を確立してください。はつらつ長寿プランにも、高齢障害者問題を取り上げてください。
- ② 高齢障害者の支援体制、高齢になった親のことや、親亡き後の自分の暮らしの不安を相談できるシステムを確立してください。知的障害のある人にもわかりやすく周知してください。

(5) 安心して地域で暮らすために、福祉人材(特に、ヘルパー・ガイドヘルパーなど)の確保のための幅広い広報・啓発をお願いします。

(6) 誰もが安心して、医療が受けられる体制を整備してください。

- ① 障害者医療費助成を、市民税非課税を要件に愛護手帳4度まで拡大してください。
- ② 重度知的障害や強度行動障害のある人たちが安心して入院・通院できる病院を確保してください。また、その情報を提供してください。

(7) 障害者の多様な生涯学習活動を支援する取り組み・体制の整備を充実し、障害者スポーツ・文化芸術活動・生涯教育を推進してください。

- ① アジア大会開催に向けて一層の障害者スポーツの振興をお願いします。
 - a. 障害者スポーツの拠点となるスポーツセンターなどが不足しています。既存のスポーツセンターなど、地域のスポーツ施設を障害者に利用しやすくしてください。
 - b. 教育委員会と連携を図りながら身近な地域でスポーツを楽しめる取り組みはどのように推進されているか、教えてください。
- ② 障害者の多様な生涯学習活動を支援する体制を整備してください。
 - a. 名古屋市教育委員会事務局生涯学習課が、障害者学習支援窓口となっていますが、活動状況と今後の計画について教えてください。
 - b. 多様な主体による既存の障害者の生涯学習の実態を把握し、情報提供してください。名古屋市生涯学習情報サイト「Web ナビなごや」に、障害者の生涯教育の視点と情報提供をお願いします。ホームページには「わかりやすい日本語」や「ふりがな」の設定をお願いします。
 - c. 生涯学習センター等の知的障害者を対象とした講座について、学習プログラムの充実を図り、わかりやすく周知し、利用促進をお願いします。
- ③ 障害者青年学級の仕組みを再構築し、障害者の生涯学習に位置づけてください。青年学級の基になる青年学級振興法は1999年廃止となりましたが、名古屋市をはじめ多くの自治体が障害のある青年を対象にした学級の必要性を理由に独自の予算で存続させています。名古屋市もニーズに応じた上限年齢の撤廃をお願いします。

3 知的に障害のある人の就労支援を推進・充実してください。

- (1) 令和2年5月15日に公表された、「名古屋市障害者活躍推進計画」を実現してください。
- ① 活躍推進計画が示された各部局の採用目標等の進捗状況は、どのように公表されるのかお示してください。
 - ② 名古屋市の知的障害者雇用(特に正規雇用)を引き続き拡大してください。推進計画において、知的障害者雇用の推進を盛り込んでください。
 - ③ 「名古屋市障害者活躍推進計画」に盛り込まれている、「障害者を雇用している業者の入札の際の優遇」について、一層の推進をお願いします。
- (2) 就労している障害者が相談できる機関を、知的障害のある人にもわかりやすく広報をお願いします。

4 相談支援体制を推進・充実してください

- (1) 相談支援事業所の設置数が、地域により偏りがあります。また、一人の相談員の受け持つケースが多すぎて、きめ細やかな相談支援がなされていないケースもあります。区役所、保健センターにおいても相談支援体制の強化をお願いします。基幹相談支援センターは公立での整備もご検討ください。
- (2) 相談支援事業所においては支援計画の策定のみならず、障害のある人が自立した生活を営むための相談支援を行っています。計画を実施するために必要な福祉サービスの拡充を進めてください。
- (3) 各区保健センター・障害者基幹相談支援センター間の障害認定区分調査の偏りをなくし、平準化を図るため、研修の充実をお願いします。

5 障害者自立支援連絡協議会の活動の推進を図ってください

各区障害者自立支援連絡協議会に会長を設置するよう呼び掛けてください。会長を設置することにより、移動支援事業従業者養成研修が、連絡協議会で実施可能なことを広報してください。

6 防災対策を推進・充実してください

- (1) 助け合いの仕組みづくりの進捗状況と今後の進め方を教えてください。
地区防災カルテがウェブページに掲載されていますが、地域によってばらつきがあります。要配慮者については進んでいないところもありますので、一層の推進をお願いします。
- (2) 名古屋市水防訓練、なごや総ぐるみ防災訓練には、参加できるようご配慮いただいておりますが、要配慮者についての訓練内容の充実をお願いします。また、地域の防災訓練においても要配慮者対応を念頭に置いた訓練をお願いします。
- (3) 複合災害時(コロナ禍における地震や水害等)の防災対策、要配慮者対策を検討してください。

名古屋市は、障害者の方や障害福祉サービス事業所の方等に対し、障害福祉サービスやその他の制度等に係る情報を提供するウェブサイト「ウェルネットなごや」を開設しています。7月9日より、名古屋市地域生活支援拠点事業についてのページができました。以下は、ウェブページの記事を一部抜粋したものです。

名古屋市地域生活支援拠点事業

地域生活支援拠点等

国における地域生活支援拠点等とは 地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）は国において、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るものされています。

そして、拠点等の必要な機能として、以下の5つの機能が示されています。

【拠点等の必要な機能】 1. 相談、2. 緊急時の受け入れ・対応、3. 体験の機会・場
4. 専門的人材の確保・養成、5. 地域の体制づくり

拠点等の機能強化を図るための整備手法として、5つの機能を集約し、グループホームや障害者支援等に付加した「多機能拠点整備型」、また、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」など、地域の実情に応じて整備を行うものとされています。

名古屋市における整備方針 名古屋市では、グループホームに短期入所を組み合わせた事業所を地域生活支援拠点事業所（以下「拠点事業所」という。）として位置づけ、障害者基幹相談支援センター（以下「基幹センター」という。）を中心に、既存の相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等と連携する体制を確保すること（面的整備）により、障害者の地域生活を支援していきます。

国の示す拠点等の機能のうち、「緊急時の受け入れ・対応」・「体験の機会・場」の機能強化のため、拠点事業所において「お助けショートステイ」・「お試しグループホーム」を実施しています。また、「地域の体制づくり」の機能強化のため、基幹センターにおいて「地域連携コーディネート事業」を実施しています。

令和2年7月現在、市内に5か所拠点事業所があります。第5期障害福祉計画において、令和2年度末までに8か所整備する目標としています。

名古屋市内の地域生活支援拠点事業所及び問い合わせ先一覧（令和2年7月現在）

地域生活支援拠点事業所				問い合わせ先		
拠点事業所名称	所在地	運営法人	実施区域（※1）	基幹センター名称（※2）	TEL	FAX
わっぱの家	北区東水切町4丁目42番地の8	（福）共生福祉会	北区	北区障害者基幹相談支援センター（本部）	910-3133	916-3665
日比津サポートセンター	中村区新富町5丁目3番11号	（福）ラ・エール	中村区	中村区障害者基幹相談支援センター	462-1500	462-9640
地域生活支援拠点事業所びっと	南区源兵衛町5丁目18番10	（福）名古屋キリスト教社会館	南区	南区障害者基幹相談支援センター（本部）	822-3001	822-3035
町北ホームゆうやけ	守山区町北15番10号	（福）名北福祉会	守山区	守山区障害者基幹相談支援センター（本部）	737-0221	736-0572
				守山区障害者基幹相談支援センター（サテライト）	791-2170	791-2170
グループホームふわふわ	緑区桶狭間南1412番地	（株）恵	緑区	緑区障害者基幹相談支援センター	892-6333	892-6336

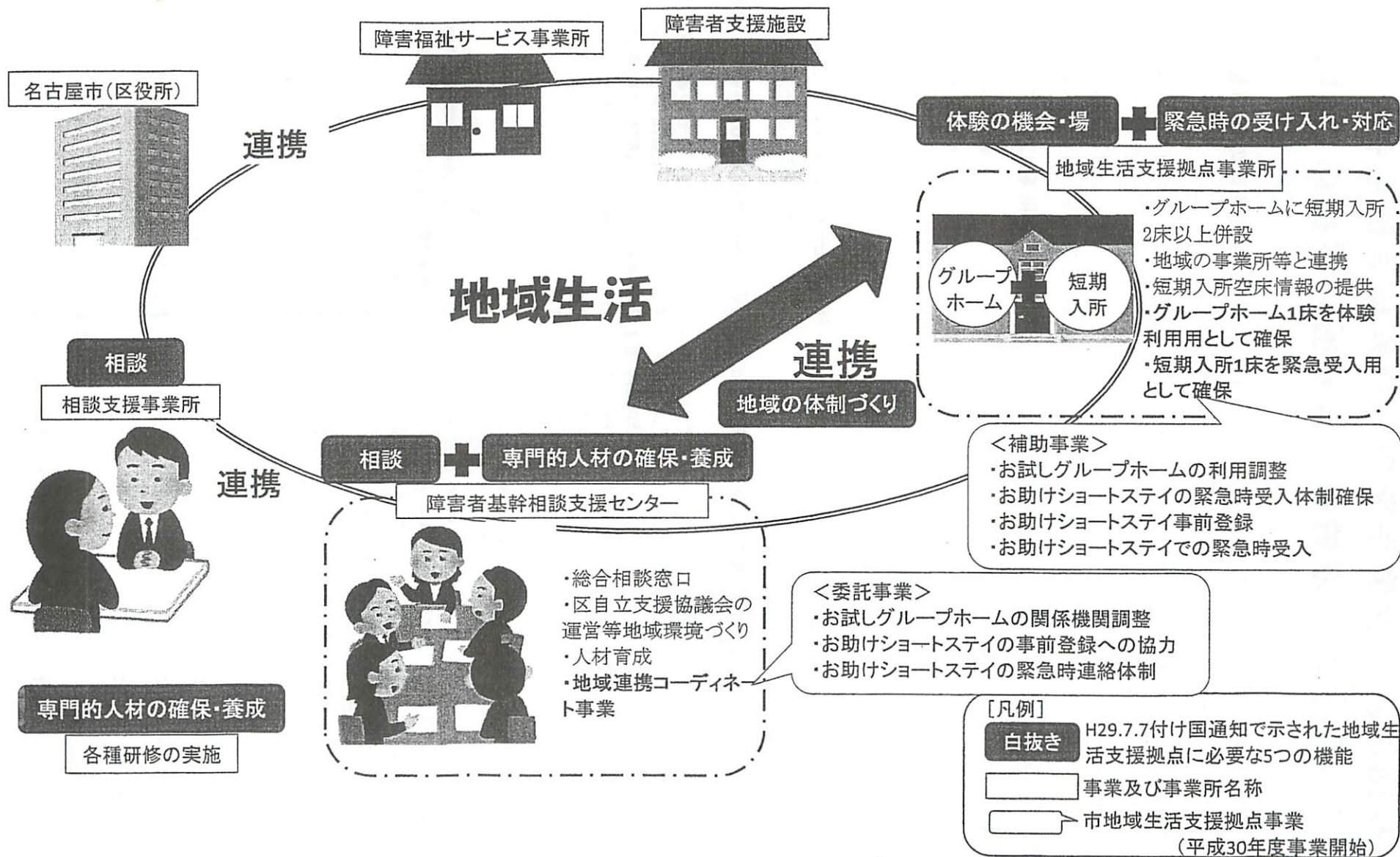
（※1）拠点事業の対象は、当面の間、拠点事業所が所在する区にお住まいの障害者等とします。（今後実施区域を拡大していく予定です。）

（※2）北区、南区にお住まいの方は、各基幹センターの本部にご相談ください。

守山区にお住まいの方は、本部、サテライトのいずれかにご相談ください。

開所日時は各センターにより異なりますが、月曜日から金曜日（祝日、年末年始等を除く）の午前9時から午後5時の時間帯は概ね共通して開所しています。

名古屋市における地域生活支援拠点のイメージ図



一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会

令和3年度予算、厚労省・文科省の要望について

(一社)全国手をつなぐ育成会連合会では、令和3年度当初予算の概算要求時期にあわせて、厚生労働省と文部科学省へ要望書を提出しました。

7月30日、全育連ウェブページに、「知的障害者の暮らしをより良くしていくため、要望事項が少しでも実現に向かうよう、関係機関へ働きかけて参ります。また、育成会会員の皆さま、ご関係の皆さまには、それぞれの地域で取り組みを進めていただければ幸いです。」と、要望書全文が掲載されています。

(誌面の都合上、本会報には、要望書鑑文と要望項目のみ掲載します。)

令和2年(2020年)7月吉日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
部長 橋本 泰宏 様

(一社)全国手をつなぐ育成会連合会
会長 久保 厚子

令和3年度の障害福祉関連予算及び障害者総合支援法等についての要望

平素より知的・発達障害のある人たち(以下「知的障害者」という。)とその家族の福祉についてご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。私たち一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会(以下「本会」という。)は、知的障害者とその家族が、障害の程度にかかわらず、ライフステージに応じた適切な支援のもとで安心して暮らせることを願っており、共生社会の実現を求めています。共生社会の実現のためには、制度の進展とあわせて、社会で暮らす多くの人たちの障害のある人への意識の変革を求めていく必要があると感じております。

また、近時の大きな課題となっている新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)の関係では、突然の予定変更による混乱、本人や家族が感染した際の対応、在宅生活が長引くことによる虐待リスクや孤立リスクの増大といった各般の課題が急速に顕在化しています。また、知的障害者の暮らしを支える障害児者福祉サービス事業所が、エッセンシャルサービスとして維持継続されることも重要です。

令和3年度から実施される障害福祉サービス報酬改定において知的障害者の地域生活支援がより一層推進されることも含め、「ウィズコロナ」時代にあっても知的障害者と家族が地域で安心して暮らすことができるよう、令和3年度の障害福祉関連予算及び障害者総合支援法(以下「総合支援法」という。)などの課題について以下に要望いたします。

- | | |
|--------------------------------|-------------------------|
| 1 新型コロナに関する不安の払しょく | 2 福祉理念の普及事業の継続 |
| 3 相談支援体制の整備 | 4 重度障害者等包括支援、重度訪問介護 |
| 5 高齢障害者に対する支援 | 6 グループホーム |
| 7 地域生活支援拠点 | 8 総合支援法改正による新設サービスの利用促進 |
| 9 児童発達支援(居宅訪問型児童発達支援)・保育所等訪問支援 | |

- | | |
|----------------------------|---------------------------|
| 1 0 放課後等デイサービス | 1 1 医療的ケア児者に対する支援 |
| 1 2 行動障害が顕著な人への支援 | 1 3 障害児福祉サービスの質的変容促進 |
| 1 4 通所系サービスの抜本的な見直し | 1 5 成年後見制度の利用促進 |
| 1 6 障害者虐待の防止、身体拘束廃止の推進 | |
| 1 7 入所施設における生活環境の向上や役割の明確化 | |
| 1 8 所得保障の拡充 | |
| 2 0 災害対策と復興支援 | 2 1 いわゆる強制不妊問題に関する権利回復と救済 |

2020年7月吉日

文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課長
八 田 和 嗣 様

(一社) 全国手をつなぐ育成会連合会
会 長 久 保 厚 子
(公 印 省 略)

令和3年度特別支援教育関係予算編成等への重点要望事項

日ごろより、特別支援教育の推進につきましてご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

私たちは、知的障害のある本人と家族の会として、知的障害のある人たちが地域において障害の状況にかかわらず、ライフステージに応じた適切な支援のもとに、安心して豊かな暮らしが実現できることを願っています。

知的障害をはじめとする障害のある児童生徒の自立と社会参加に向けた十分な教育環境の整備と、切れ目のない支援体制を構築し、特別支援教育の一層の推進をお願い申し上げます。

- | | |
|--|-------------------------|
| 1 幼児・児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応した教育の充実 | |
| 2 切れ目ない支援体制の整備充実 | 3 学校における医療的ケア実施体制の構築 |
| 4 発達障害に関する通級による指導担当教員専門性の充実 | |
| 5 特別支援教育に関する教職員などの資質向上 | |
| 6 新学習指導要領等の趣旨徹底等及び学習・指導方法の改善・充実 | |
| 7 本人・保護者の意向を十分に踏まえた学校・学級選択の徹底 | |
| 8 学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進 | |
| 9 教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進 | |
| 1 0 障害者虐待防止への対応 | 1 1 高等学校段階における特別支援教育の推進 |
| 1 2 生涯学習の充実 | 1 3 強度行動障害の予防、悪化防止の徹底 |
| 1 4 新型コロナウイルス感染拡大に伴う各般の対応 | |

名古屋手をつなぐ育成会生活支援センター相談事業のご案内

☆育成会相談室 悩みご相談のある方ご利用ください。電話相談もしくはお電話の上ご来館ください。

生活支援センター長 山崎 梅治		
曜 日	相 談 受 付 内 容	担 当 者
月曜日	就労生活相談、生活等相談、権利擁護の相談	木崎 真理子
火曜日	成年後見・権利擁護の相談、生活等相談	永田 さよ子
水曜日	就労生活相談、生活等相談	綱木 みどり
木曜日	幼児期・学齢期の相談、生活等相談、権利擁護の相談	山口 美佳
金曜日	幼児期・学齢期の相談、生活等相談	濱田 智恵実

※旧優生保護法に関する相談も受付けています。

※ボランティアをやってみたい方の相談も受け付けています。お気軽にどうぞ。

社会福祉法人名古屋手をつなぐ育成会 事務局

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮四丁目4番5号

Tel(052)671-6211 (代) Fax(052)671-6214

中川区障害者基幹相談支援センター お気軽にのぞいてみてください。(市内どこからのご相談も受けけます。)

開設日・時間 月～金曜日 第4土曜日 (9時～19時)

〒454-0869 名古屋市中川区荒子一丁目141-1 奥村マンション1階

Tel(052)354-4521 (直) Fax(052)354-2201

地下鉄東山線高畑駅3番出口徒歩8分・あおなみ線荒子駅下車西へ徒歩8分

精神科病棟に入院している家族向けの教室で、「地域で暮らそう」「親亡き後も安心して」をテーマに今年度も家族教室を開催しております。障害福祉サービスやグループホーム、訪問看護、ピアサポーター、日常生活自立支援事業や成年後見制度など社会資源を活用し地域で安心して暮らせるよう一緒に考えていきます。先日第1回を開催し参加者の皆さんも気軽に質問できるような雰囲気で行いました。育成会にも共通するテーマですが障害の特性によって困ることに違いもあります。育成会の基本方針である差別のない社会づくり(共生社会)の実現に向けた取り組みにもつながると思います。

行って見て聞いて

Information

全国手をつなぐ育成会連合会では、YouTube公式チャンネル(<https://www.youtube.com/channel/UC5ku3sanVaM1u6hM4MLCKVA>)を開設しております。コロナ禍でなかなかリアルな研修を受けるのに躊躇する方もおられると思います。ぜひご覧ください。

【動画1】

講座名: 新型コロナでもつながろう! オンライン研修会

主催: 一般社団法人栃木県手をつなぐ育成会

内容: 新型コロナでも心配! これも困った! みんなのお困りを一緒に考えましょう 他

【動画2】

講座名: ウィズコロナ時代の知的・発達障害のある人への支援とは

主催: 社会福祉法人長野県知的障害者育成会・ドリームワークス

内容: ウィズコロナ時代の障害者福祉サービスはどのようなのか
(新しい生活様式から想定される近未来) 他



各区・各会

熱田区手をつなぐ育成会

緊急事態宣言の間、私たちは…

新型コロナウイルスの脅威にさらされてきた私たちは、どう過ごしていいのかわからず、手さぐり状態で行動してきました。その時、どう動いたのか…各理事に聞き取りをしてみました。

施設で生活している娘は、3か月半の間、家に帰る事も、こちらから会いに行く事もできずにいました。解除された今、仕事に行く気持ちはあっても、また帰って来なくなるのでは…という思いが強く、家から出るのを嫌がるようになってしまいました。

通っている作業所は、自主的に休む利用者もいました。行事が中止で、作っている物も売れず、売上が減り、工賃も出ない状態です。

一般就労している娘は、就労時間が短縮されました。工作中、コロナ禍でお客様も余裕がないのか、怒られる事もあるようで、つらいと話していました。

3か月の間、母に仕事があり、学齢期の娘は休校中で、ディサービスを利用しました。お弁当持参で大変でしたが、受け入れてくれるディは今まで利用している所なので、環境の変化なく通えて、感謝しています。

学校では、生徒たちはすぐに教室に入らず、各学年ごとに、別部屋に集まって、検温、消毒をします。送迎はガラス戸より奥には入れませんが、必要な時は、ゲタ箱の手前で、先生と話す事ができます。

以上、まだたくさんの事がありました。第2波が不安で心配です。

熱田区手をつなぐ育成会会長 奥村

ソーシャルディスタンス・スイカ割りを行いました。

サポートセンターbeing瑞穂

7月25日(土) ソーシャルディスタンス・スイカ割りを行いました。

2階の食堂にて距離を取りながら集まりました。スイカを割る方、後ろからスイカの場所を伝える方と皆さんで協力しながら楽しく参加されていました。

その後、割れたスイカは皆さんで美味しくいただきました。



【おしらせ】

山崎川堤防の耐震工事が7月で完了し、事業所東側の堤防道路がキレイに生まれ変わりました。皆様もbeing瑞穂に来ていただくときは、ぜひ新しくなった道路をお通り下さい。

本人参加のページ

中区手をつなぐ育成会

それぞれ元気で過ごしています！！

中区手をつなぐ育成会の行事の1つとして『障害者を励ます会』があります。毎年2月または3月に行っています。令和2年2月9日(日)に行う予定でしたが、中区障害者自立支援連絡協議会ふれあいサポーター部会の催事予定日と重なってしまい、お手伝いで参加する為、3月1日(日)に変更しました。

2月中旬より新型コロナウイルス感染症が名古屋市で報告され、拡大してしまっ
た為、会員さんの意見を聞き、延期することもできず中止せざるを得ない状況になり、段取していたことも予約していた場所もキャンセルしました。

会員の皆さん、親子共に楽しみにして中区社会福祉協議会の方にも参加して頂
く行事でしたので残念でありませんでした。

新型コロナ渦、会員の皆さんのお子さん方は支援して頂き、それぞれ元気で過ごしています。
今後安心して生活できるよう考えていきたいと思っています。



中区手をつなぐ育成会 会長 鈴木 晴美

例会のお知らせ		
	9月	10月
支部活動対策部	8日(火) 支部活動の課題(予定)	6日(火) 区長要望検討と 情報交換(予定)
そだつ・はたらく部会	18日(金) 進路選択のための福祉学習	事業所の見学(未定)
くらす・こうれい部会	30日(水) エンディングノートを書こう(未定)	28日(水) 健康体操(未定)
まもる部会	24日(木) 生活支援ノート作成(未定)	29日(木) 生活支援ノート作成(予定)
支援プロジェクト部会	17日(木) 定例会	未定
会長会	17日(木) 10:30~(予定)	15日(木) 10:30~
広報啓発委員会	原稿締切 9月 4日(金)	原稿締切 10月 2日(金)
会報編集	編集会議 9月 8日(火)	編集会議 10月 5日(月)
	編集・校正 9月10日(木)	編集・校正 10月 8日(木)

表紙について 「大切な地球」
コロナの終息を希う また、みんなで泥団子を作ろう！
— 千種区手をつなぐ育成会 下澤 良一 様 —

◎ ｽﾎｰﾂｾﾝﾀｰ being 瑞穂指定寄附

仁木勝清様、仁木雅子様

7月計 200,000円

◎ 堀田ｸﾞﾙｰﾌﾟ ｾﾝﾀｰ指定寄附

仁木勝清様

7月計 50,000円

7月*名古屋手をつなぐ育成会会議等

*名古屋手をつなぐ育成会会議等

2日(木)・第246回業務運営連絡会	於第1会議室
3日(金)・広報・啓発委員会	於第1会議室
6日(月)・広報・啓発委員会	於第1会議室
7日(火)・支部活動対策部	於3階ホール
9日(木)・広報・啓発委員会	於第1会議室
16日(木)・7月期会長会	於3階ホール
28日(火)・センター長・管理者会議	於第1会議室
・GH世話人会議	於3階ホール
31日(金)・広報・啓発委員会	於第1会議室

*各区・各会行事

5日(日)・港区育成会	七夕かざりを作ろう	於作業所きらり
9日(木)・千種区育成会	幼児部コロナ禍での親子での過ごし方	於乗西寺
12日(日)・昭和区育成会	鶴舞公園手をつなぐ花の会	於鶴舞公園緑化センター
21日(火)・名東区育成会	Zoom勉強会	於久遠藤巻店
22日(水)・守山区育成会	新会員さん歓迎会	於守山区役所第4会議室
25日(土)・8月29日(土)・天白区育成会	サマースクール	於ホワイトエンジェル
27日(月)・千種区育成会	ボッチャ体験会	於千種スポーツセンター
30日(木)・千種区育成会	令和2年度第1回広報部会	於デニーズ天満通店

訃報

中村区育成会会員

松原 日出男 様 享年93歳

令和2年4月25日 ご逝去

守山区育成会会員

辻井 朋子 様 享年60歳

令和2年7月13日 ご逝去

瑞穂区育成会会員

ｽﾎｰﾂｾﾝﾀｰ being 小本 (本人)

青木 隆幸 様 享年53歳

令和2年7月16日 ご逝去

亡き方のご冥福を

心よりお祈り申し上げます

正会員・賛助会員を募集しています

入会者には毎月会報をご送付します。

【正 会 員】

1. 本人・保護者会員＝知的障害のある本人、保護者で本法人の趣旨に賛同し本部会費(月額500円)と支部(各区・本法人外施設)会費を納入した方。
2. 施設利用者会員＝本法人施設利用の保護者又は保護者のいない本人で本法人の趣旨に賛同し、施設利用者本部会費と支部(区支部と本法人運営施設支部)の会費を納入した方。
3. 役員・職員会員＝本法人役員・職員で本部会費(月額500円)を納入した方。
4. 地域賛同者＝本法人の趣旨に賛同し本部会費(月額500円)を納入した方。

【賛 助 会 員】 本法人の趣旨に賛同し、財政援助(年額3,000円以上)をされた方。

【特別賛助会員】 本法人の趣旨に賛同し、財政援助(年額1口5,000円)を2口以上された方。

振込先:郵便局 口座番号:00850-5-53143

加入者名:社会福祉法人名古屋手をつなぐ育成会

—お問い合わせ先— Tel052-671-6211

社会福祉法人名古屋手をつなぐ育成会 事務局

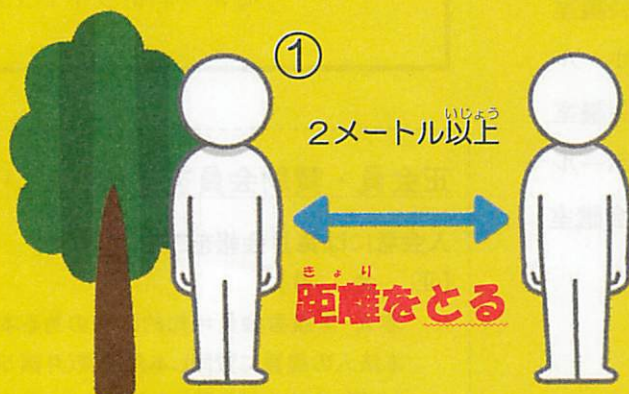
ウィズ コロナ

熱中症予防×コロナ感染防止

暑いところでマスクをしていると、熱中症になる危険があります

人のいないところでは、マスクをはずしましょう

熱中症を防ぐため、3つの「とる」に気をつけよう



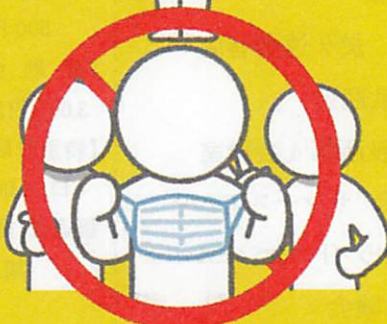
② 距離をとったら

マスクをとる



③ こまめに

水をとる



まわりに人がいるときは、コロナ予防のため、マスクをはずしてはいけません